

平成27年第4回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

平成27年11月24日（火）午後1時30分より、平成27年第4回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室に招集した。

1. 出席議員 6名

1番	山崎	栄	2番	村山	正利
3番	高田	和登	4番	浜中	順
5番	水野	義裕	6番	森	亘

2. 欠席議員 0名

3. 出席者

管理者	並木	心	副管理者	石塚	幸右衛門
教育長	桜沢	修	会計管理者	小林	健朗
監査委員	川邊	慶之助			
事務局長	小机	良博	給食課長	桶田	潔
庶務係長	数野	貢一	管理給食係長	橋本	正志
庶務係	瀧島	淳介			

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	一般質問
日程第4	認定第1号 平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について
日程第5	議案第12号 羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第13号 平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）
日程第7	議案第14号 平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について
日程第8	議員派遣について

開会時刻 午後1時30分

○議長（村山正利） 皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成27年第4回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、議員各位のご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日ごろより当組合の運営につきましても、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さらに、10月5日には、当組合の平成26年度決算審査を開催し、川邊監査委員、森監査委員より厳正なる審査をいただきました。誠にありがとうございます。

本日は、決算審査結果を後ほどご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、組合事情の状況につきましては、年度当初より順調に進捗しておりますが、施設及び設備の維持管理に万全を期するため、第1センターにおいては、屋上防水改修工事や、第2センターにおいては、超高圧食缶洗浄機の交換工事等を実施し、安全で安心な給食の提供に努めております。

今日の学校給食は、栄養バランスのとれた多様な献立の提供に加えて、食材の安定性の確保、地場産物の活用、食文化の次代への伝承等、さまざまな課題への対応が求められておりますので、今後もさらに良質で信頼できる給食の提供に努めてまいります。

なお、本日、ご提案を申し上げます案件につきましては、平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合組合歳入歳出決算の認定など4件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山正利） 以上をもって、管理者の発言は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名について」の件を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、6番 森 亘 議員、1番 山崎 栄 議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、「一般質問」を行います。

なお、本議会の議場につきましては、登壇すべき演壇がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので順次発言を許します。

4番 浜中順議員。

○4番(浜中 順) それでは、2点について質問をさせていただきます。

1点目、給食費の適正化に関して。

給食費の適正化は、保護者の納得のもとに進められるようにしてほしいと思っています。それを願って、以下の質問をさせていただきます。

(1) 安全で、かつ、できるだけ安く食材を確保するために、具体的にどのような努力をされていますか。また、周辺自治体との交流なども行っていますか。

(2) 給食費の値上げをはじめ給食全般について、保護者の考えはどのような方法で調査していますか。

(3) 「羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画」のアンケートによれば、実際に持ちたい子どもの数が、理想とする子どもの数より少ない理由について、第1位の理由が37%ですが、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」という理由です。少しでも教育に対する負担を低くすることが大切なので、就学援助対象者のボーダーラインになっている家庭層への給食費助成の検討をすべきではないでしょうか。

大きい2点目の質問です。給食センターの老朽化に対して、将来の構想をお聞きしたいと思います。

給食センターの老朽化について、関係者の意見を十分聞きながら、しっかりとした展望のもとに計画を進めていただきたいと思います。質問は一つです。

給食センターの老朽化に対してどのように考えていますか。

以上、2点です。よろしく申し上げます。

○議長(村山正利) 並木管理者。

○管理者(並木 心) 4番 浜中順議員のご質問にお答えします。

ご質問の2項目目「給食センターの老朽化に対して、将来構想を聞きたい」の1点目、「給食センターの老朽化に対してどのように考えていますか」についてですが、第1センターは、昭和47年3月に完成し、同年5月から給食業務を開始いたしました。第2センターは、昭和54年3月に完成し、同年4月から給食業務を開始しております。

第1センターでは、耐震診断の結果、補強工事が必要となったことから、平成20年度に耐震補強工事を実施しており、第1、第2センターともに施設の

構造は鉄筋コンクリート造であり、その耐用年数は60年と言われております。

また、今日まで防水工事や外壁の塗装工事、調理場の床改修工事、調理器具等の買い替えなど施設の維持、管理には万全を期し、第2センターでは、平成26年度に高架水槽の取替工事を実施し、給食業務に支障がないよう努めてまいりました。

このようなことから、両施設とも、当分の間、給食業務が支障なく続けられるものと考えております。今後においても、施設の老朽化に対し、必要などころは改修等を行い、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

なお、ご質問の1項目め「給食費の適正化に関して」は、教育長からお答えをいたします。

以上です。

○議長（村山正利） 桜沢教育長。

○教育長（桜沢 修） 4番 浜中順議員のご質問にお答えします。

ご質問の1項目め「給食費の適正化に関して」の1点目、「安全で、かつ、できるだけ安く食材を確保するために、具体的にどのような努力をされていますか。また、周辺自治体との交流なども行っていますか」についてですが、給食食材の確保については、食材選定委員会を毎月開催し、食材の産地、品質、価格などを見極めて選定し、購入することにより、安全で安心な給食の提供に努めています。

また、周辺自治体との交流については、共同調理場を運営する団体で組織され、共同調理場の諸問題について情報交換等を行うとともに、学校給食の研究の推進と充実を図ることを目的として設置されている「多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会」に参加し、積極的に情報交換を行っています。

次に、2点目「給食費の値上げをはじめ給食全般について、保護者の考えはどのような方法で調査していますか」についてですが、昨年6月、「給食費の適正なあり方について」、学校長や各小・中学校のPTAの代表などで構成される「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会」に対し、諮問し、本年3月に答申を受理したところでございます。

また、PTAが主催する給食試食会などにはアンケートを配布し、保護者の意見等を収集しています。

次に、3点目、「就学援助対象者のボーダーラインになっている家庭層への給食費助成の検討をすべきではないでしょうか」についてですが、就学援助費は、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、必要な経費を、羽村市及び瑞穂町がそれぞれ交付要綱を規定し、交付しているものであり、当給食組合では、給食費助成の検討については考えておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長（村山正利） 4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） 答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。今、お答えになっていただいた順番で、2番、1番の順で再質問をさせていただきます。

2番の件ですけれども、耐用年数が60年ということで大丈夫かなという感じなんですけれども、老朽化していて安定供給できるための現在の課題は何か教えてください。よろしくお願いします。

○議長（村山正利） 小机事務局長。

○事務局長（小机良博） まず、現在の課題につきましては、設備ないし備品の老朽化でございます。建物は60年でございますが、設備や備品は、それより短い状況でございます。そういうことに伴いまして、逐次買替えないし修繕等を行わせていただくということでございます。

例えば、その時期を夏休みにやることによって、できるだけ安定供給することに対して滞ることがないように対応しているところでございます。

以上です。

○議長（村山正利） 4番 浜中議員。

○4番（浜中 順）

アレルギー対策の問題で、今の設備の状況ではかなり無理かもということをおっしゃっていただいたんですけれども、アレルギーに対する保護者の要望の強さをどのくらい把握されているのか。それから、もう、やっぱりこの施設ではやりようがないのかどうか、その辺、もう少し教えていただけないでしょうか。

○議長（村山正利） 小机事務局長。

○事務局長（小机良博） まず、1点目の保護者の要望の強さということでございます。

数年前、アレルギー対策に対しましては、全国的にその現有施設の中で動線を区切って実施しようというような動きがありましたが、ご存じだと思いますが、三多摩のある市で死亡事故が起きました。そういったことから、市民からすると、ニーズの中には必ず安全がまず第一ですね。その事故が起きてから、まず安全確保というのが最優先と捉えてございます。

あと、現在、やりようがないかということでございますが、現在は、献立表にアレルギーに関連する食品を掲載しまして保護者に連絡する、あるいは面談をします。面談をしてアレルギーに対する給食の対策を打っておりますが、そこら辺をよりきめ細かく徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山正利） 4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） ありがとうございます。

では、1番に対して再質問をいたします。

いろいろな交流をなさっているということで、連絡協議会をされているということなんですけれども、その回数、頻度、それを教えてください。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） 回数は、これはまず、場長、場の長ですね。場長会というのと、あと部会がございまして。部会は2種類ございまして。

場長会が年3回、あと部会は2つございまして、給食の管理研究会が年5回あります。献立部会というのが年8回ございまして。

以上でございます。

○議長（村山正利） 4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） ありがとうございます。よくわかりました。

ちょっと1番に関連するわけですがけれども、地場野菜、地場産の野菜を使っているわけですがけれども、その地場産の野菜の確保での課題というんですか、それを教えてください。よろしくお願いします。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） 今、地場野菜の確保の課題ということでございますが、給食ですから、食数が非常に多ございます。小・中合せて8,000食弱でございます。ある一定量を確保するということがまず1点ですね。

それと、計画的に確保する必要があると。というのは、献立表を事前に配りますので、作物ができる前に、ある程度もう献立メニューを決めて、必要な野菜を記入して保護者に配るわけでございます。その中に、先ほどのアレルギーの情報も入るわけでございますが、例えば、地場野菜ですと、農家の方と契約栽培をするわけでございますが、その時期がある程度事前にわからないとできない。そこら辺が課題と言えは課題でございます。

以上です。

○議長（村山正利） 4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） わかりました。それで、農家の皆様とその課題に向けて調整したり、できるだけ情報交換、要は相談をしたり、そういう話し合う機会というのはつくらないんですか。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） つい先日も、現地に行きまして、農家の方にお会いしまして、そういった情報交換はしております。農家の方あるいは農協を通じて話すこともございますし、そこら辺は個別に羽村ないし瑞穂の農家の方とは、情報交換という形で実施しております。

以上です。

○議長（村山正利） 4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） ありがとうございます。わかりました。

続いて、1番の（2）ですがけれども、審議会に関して、事前のパブリックコメントというのは提案されていますか。実際に意見を聞いているんでしょうか。パブリックコメントで意見を聞くという機会をつくっていらっしゃるのかどうかです。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） いわゆる意見公募、パブリックコメントでございますが、パブリックコメントは実施しておりません。

以上です。

○議長（村山正利） 4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） できるだけやっぱり保護者の意見を反映させるということが今後大事だなというふうに私は思うんですがけれども、事前のパブリックコ

メントを受けて、例えば、試食に参加された方のアンケートによりということを書いていっちゃって、それで意見をお聞きになっていると思うんですけども、できれば、説明会とかアンケートを取るとかそういうことは可能でしょうか。

できれば、できるだけそういう形で保護者の意見を聞いた形で、その審議会の審議も進めていただければありがたいなと思いますけれども、その点。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） 先ほどおっしゃった試食のアンケートというのは、自由意見でございます。その中には、給食費のことも入っております。特別に給食費という形ではアンケートは取ってございませんが、自由意見でございますので、その中に給食費のことも書いてございます。

以上です。

○議長（村山正利） 4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） ありがとうございます。

最後に、できるだけ審議会で試食された方のアンケートをそういう形で意見は集められてやっていっちゃると思うんですけども、先ほど申し上げましたけれども、パブリックコメントとか説明会とか、できる限り保護者の意見を反映させた形で、値上げの審議もやっていただけたらと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（村山正利） お答えはよろしいですか。

○4番（浜中 順） はい。

○議長（村山正利） これをもちまして一般質問を終わります。

しばらくその場で暫時休憩といたします。

午後1時50分 休憩

午後1時51分 再開

○議長（村山正利） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第4、認定第1号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について管理者の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、認定第1号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定」につきましてご説明いたします。

平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算は、歳入総額4億457万2,671円、歳出総額3億8,631万1,608円、歳入歳出差引残額1,826万1,063円が翌年度繰越額となりました。

歳入の主なものは、両市町からの分賦金が3億8,976万5,000円で、歳入総額の96.34%を占めております。

次に、前年度繰越金は1,467万8,249円で、3.6%であります。

次に、歳出であります。議会費は70万9,740円で、歳出総額の0.18%を占め、事務所費は1億615万365円で、全体の27.48%を占め、教育費が2億7,945万1,503円で、全体の72.34%となって

おります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（村山正利） 小机事務局長。

○事務局長（小机良博） それでは、認定第1号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算」の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

第1款の分賦金は、当初予算額、収入済額ともに3億8,976万5,000円で、前年度と比較して790万6,000円の減でございます。分賦金の負担割合の基礎となります児童・生徒数は、平成26年5月1日現在で、羽村市が4,518人、瑞穂町が2,780人で、負担割合は、羽村市が61.91%、分賦金は2億4,130万4,000円、瑞穂町が38.09%、分賦金は1億4,846万1,000円でございます。

次に、第2款の繰越金は、当初予算額は1,000万円、補正予算で467万8,000円を増額し、予算現額は1,467万8,000円で、調定額及び収入済額は1,467万8,249円となり、前年度と比較して497万2,847円の増額でございます。

次に、第3款の諸収入でございます。当初予算額は6万5,000円、調定額、収入済額は12万9,422円で、前年度と比較して1万9,248円の減額でございます。

以上、歳入合計は、当初予算額が3億9,983万円、補正予算額467万8,000円、予算現額は4億450万8,000円で、調定額及び収入済額は4億457万2,671円でございます。収入済額は前年度比295万2,401円、0.72%の減となっております。

次に、歳出でございます。10ページ、11ページをお開きください。

初めに、第1款の議会費は、当初予算額が78万6,000円、支出済額は70万9,740円で、支出済額の構成比率は0.18%でございます。歳出の主なものは、議員報酬、会議録作成委託にかかる経費でございます。

次に、第2款の事務所費は、当初予算額が1億694万2,000円、補正予算で86万4,000円を増額し、予算現額は1億780万6,000円、支出済額は1億615万365円で、支出の構成比率は27.48%でございます。

まず、第1目の一般管理費ですが、当初予算額は1億688万6,000円、補正予算で86万4,000円を増額し、予算現額は1億775万円、支出済額は1億609万5,365円で、執行率は98.46%でございます。

主な内訳ですが、給料は、正副管理者及び一般職員の給料で、支出済額が4,448万7,600円でございます。

次に、職員手当等は、前年度比42万3,520円の増でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

委託料ですが、支出済額が694万8,676円で、新たな委託といたしましては、食育PR用シール作成委託料、及び、人事給与計算委託料がございます。

14、15ページをお開きください。

第2項の監査委員費でございますが、当初予算額は5万6,000円、支出済額は5万5,000円で、監査委員2名の報酬でございます。

次に、第3款の教育費でございます。当初予算額は2億9,009万1,000円、補正予算で226万5,000円を減額し、予算現額は2億8,782万6,000円、支出済額は2億7,945万1,503円で、執行率は97.09%、支出済額の構成比率は72.34%でございます。

まず、第1項の教育総務費でございますが、当初予算額41万1,000円、補正予算で2万5,000円を増額し、予算現額43万6,000円、支出済額は29万276円で、主なものは、教育委員会委員報酬、会議録の作成委託料などがございます。

次に、第2項の保健体育費ですが、当初予算額が2億8,968万円で、補正予算で229万円を減額し、予算現額は2億8,739万円、支出済額は2億7,916万1,227円でございます。

第1目の学校給食費は、当初予算額は2億8,125万8,000円、補正予算で80万8,000円を減額し、予算現額は2億8,045万円で、支出済額は2億7,322万1,227円でございます。

内訳ですが、報酬は、支出済額が565万2,700円で、運営審議会委員及び調理補助の嘱託員報酬でございます。給料及び職員手当等は、調理員の給料等でございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

まず、賃金でございますが、支出済額が1,659万3,240円で、調理補助の臨時職員賃金でございます。

需用費は、支出済額が6,023万4,636円で、食器、食缶等の給食用消耗品の買替え、光熱水費のほか、施設及び備品修繕費等でございます。

次に、委託料でございますが、支出済額が5,374万5,804円で、施設の維持管理及び給食事業にかかる業務の委託料でございます。

使用料及び賃借料は、給食献立等システム機器等の賃借料で、支出済額は111万5,100円でございます。

18、19ページをお開きください。

備品購入費は、支出済額が2,074万7,880円で、老朽化した超高压食缶洗浄機、食器自動供給装置等の購入でございます。

次に、第2目の施設整備費でございますが、当初予算額は842万2,000円で、補正予算で148万2,000円減額し、予算現額は694万円、支出済額は594万円でございます。

内訳でございますが、第2センター高架水槽取替工事でございます。

次に、第4款の公債費は、当初予算額が1万2,000円で、支出はございませんでした。

次に、第5款の予備費でございますが、当初予算額が199万9,000円、補正予算で607万9,000円を増額し、予算現額を807万8,000円としましたが、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、当初予算額が3億9,983万円、補正予算で467万8,000円を増額し、予算現額は4億450万8,000円で、支出済額は3億8,631万1,608円でございます。

21ページをご覧ください。平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が4億457万2,671円、歳出総額が3億8,631万1,608円で、歳入歳出差引額が1,826万1,063円、実質収支も同額でございます。

次に、22、23ページをお開きください。財産に関する調書でございます。

決算年度中の、これらについての増減はございませんでした。

最後になります。24ページをお開きください。物品関係の調書でございます。

決算年度中の増減につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。

○議長（村山正利） ご苦労さまでした。以上をもって本件についての説明は終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から監査意見についての説明を求めます。川邊代表監査委員。

○監査委員（川邊慶之助） 平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の監査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、去る10月5日午後1時30分から、羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室において、森委員とともに並木管理者、小林会計管理者、その他関係職員の立会いのもとに監査を実施いたしました。

審査にあたりましては、管理者から提出された決算書が適法な手続により作成されているか等について確認するとともに、決算の計数に誤りがないか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に、諸帳簿及び関係書類と照合した結果、決算書は法令に基づき作成されており、計数についても正確であり、予算の執行も適正であることを確認いたしました。

以上、平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算監査結果の報告を終わります。

○議長（村山正利） ありがとうございます。以上をもって、監査委員の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長(村山正利) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第1号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

川邊代表監査委員につきましては、ここで退席をさせていただきます。

(川邊代表監査委員退席)

○議長(村山正利) 次に、日程第5、議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) 議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

本案は、「行政手続における特例の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」の施行に伴い、同法第31条において、地方公共団体が特定個人情報の適正な取扱いの確保、保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、必要な措置を講ずるものと規定されたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、付則ただし書の規定については、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行しようとするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(村山正利) 事務局長。

○事務局長(小机良博) それでは、議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の細部につきましてご説明いたします。

この条例改正案は、「番号法」の施行に伴い条例の一部を改正しようとするものです。今回の「番号法」の施行により、「個人番号」いわゆる「マイナンバー」が付番されることとなりましたが、この「マイナンバー」と「マイナンバーを含む個人情報」は、合せて「特定個人情報」と規定され、「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例」の規定が適用されることとなります。

それでは、改正の内容について、お手元に配付してございます議案第12号資料に基づきご説明いたします。

資料の1ページ、「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例新旧対照表」をご覧ください。

まず、はじめに第2条関係でございます。

第2条は、この条例における用語の定義を定めており、第4号は「保有個人情報」についての定義となっております。これまで「法人等の役員に関する情報及び事業者の事業に関する情報」については、個人情報であっても「保有個人情報」の対象外としておりましたが、これらの情報がマイナンバーを含む特定個人情報になった場合には、「保有個人情報」として捉えることとするもので、ただし書に、「特定個人情報以外の個人情報にあつては」を加えるものがございます。

また、今回の番号法の施行を受けて、第4号の次に第5号として「特定個人情報」についての定義を、第6号として「保有特定個人情報」についての定義を、第7号として「情報提供等記録」の定義を、それぞれ加えるものがございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。

第6条では、個人情報の収集の制限について規定しております。特定個人情報は番号法に収集の制限についての規定があり、この適用を受けることから、本条例における収集の制限の適用を除外するもので、「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」の条文を加えるものがございます。

次に、第10条の2でございますが、番号法第2条第10項に規定される「個人番号利用事務」及び同法第2条第11項に規定される「個人番号関係事務」については、これらの事務の委託に関する規定が、番号法第9条第1項から第3項に定められており、直接番号法の適用を受けることから、第10条の2において、これらの事務の委託については、本条例第9条「委託等に伴う措置」及び第10条「受託者等の責務」の適用除外とすることを規定するものがございます。

次に、第11条でございますが、第11条は、保有個人情報の「目的外利用及び外部提供の制限」について規定しております。保有特定個人情報の目的外利用の制限に関しては、国においては、「番号法」により「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に規定されており、この法律の例にならって、本条例における保有特定個人情報の目的外利用の制限の規定は、従来の「保有個人情報の目的外利用及び外部提供の制限」とは別に設けることとしたため、第11条の規定の適用を除外するもので、「実施機関は、」の次に「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」について、当該の条文を加えるものであります。

次に、資料3ページをご覧ください。

第11条の2でございますが、先ほどの保有特定個人情報の第11条の規定

の適用除外を受け、新たに第11条の2として、「保有特定個人情報の目的外利用の制限」の規定を設けるものであり、第1項では、目的外利用の禁止を、第2項では、目的外利用の禁止の例外を定めるものでございます。

次に、第12条でございますが、保有個人情報電子計算組織により新規又は変更して処理を行う場合には、「個人情報保護審議会」の意見を聴くこととされていますが、保有特定個人情報の電子計算組織による処理に関しては、番号法に手続が定められていることから、「保有個人情報」から「保有特定個人情報」を除く規定を設けるもので、第13条においても同様の取扱いとなることから、保有個人情報の次に「(保有特定個人情報を除く。次条において同じ。)」との条文を加えるものでございます。

次に、資料の3ページ下段から第4ページをご覧ください。

第14条第2項でございますが、未成年者又は成年被後見人の自己情報の開示請求に関して、現行では法定代理人のみ、本人に代わって開示請求できることとしておりますが、保有特定個人情報については、番号法により任意代理人による開示請求も認められていることから、本条例においても、保有特定個人情報については、法定代理人のほか、任意代理人による開示請求も認めることとするもので、「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」と総称する。)」の条文を加えるものでございます。

次に、第16条でございますが、第16条第6号について、第14条第2項の改正に合わせて代理人の解釈が同じになるように条文を改めるもので、「未成年者の法定代理人による開示請求がなされた」を「第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした」に、また、「当該未成年者」を「当該本人」に改めるものでございます。

次に、第24条第1項でございますが、番号法の規定に合わせ、自己情報の訂正のうち削除について請求できる条件を、新たに第24条第2項として追加することから、括弧書き中の「削除」を「次項に規定する削除」に改めるものでございます。

次に、資料5ページをご覧ください。

第24条第2項でございますが、現行の第2項を第3項に繰り下げ、新たに第2項として、自己情報の訂正のうち削除の請求ができる条件についての規定を設けるもので、実施機関が各号の規定に該当する場合には、実施機関に対し自己情報の削除を請求できることとしております。

第1号は「収集の禁止及び収集の制限」に違反し自己情報を収集したとき、第2号は「目的外利用及び外部提供の禁止」「保有特定個人情報の目的外利用の制限」に違反し自己情報の目的外利用をしたとき、第3号は「特定個人情報の収集の制限」に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、又は保管したとき、でございます。第4号は「特定個人情報ファイルの作成の制限」に違反して作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報である自己情報を記録したとき、としております。

次に、第26条第1項でございますが、自己情報の訂正の手續に関し、情報提供の記録の訂正の手續については、第3項において新たに規定を設けることから、第1項の適用を除外するもので、「実施機関は、訂正請求に係る自己情報を訂正」の次に、「(情報提供等記録の訂正を除く。以下この条において同じ。)」を加えるものでございます。

次に、資料の5ページ下段から6ページをご覧ください。

第26条第3項は、情報提供等記録の訂正手續について新たに規定するものでございます。

情報提供等記録の訂正を行った場合は、実施機関は訂正の請求者はもとより、必要に応じて総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、書面により通知を行うこととするものでございます。

次に、第28条でございます。実施機関が、本条例の規定に違反して自己情報の目的外利用や外部提供した場合などは、実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の中止を請求することが可能となっておりますが、この中止の請求に関し、特定個人情報についての規定も含め、条件が追加されることから、条文を改めるとともに、第1号から第4号に具体的な条件を定めるものでございます。

第1項では、「第11条第3項の規定によることなく、自己情報の目的外利用若しくは外部提供をし、又はしようとしている」を「実施機関が次の各号のいずれかに該当する」に改めるとともに、中止の条件として、第1号では、目的外利用の禁止・制限に違反して自己情報の目的外利用をしている場合など、第2号では、特定個人情報の収集等の制限に違反して、特定個人情報である自己情報を収集し、若しくは保管している場合など、第3号では、特定個人情報ファイルの作成の制限に違反して作成された特定個人情報ファイルに、自己情報を記録している場合など、第4号では、外部提供の禁止、特定個人情報の提供の制限に違反して、自己情報の外部提供をしている場合など、を定めているものでございます。

次に、資料の7ページをご覧ください。

第44条第2項でございます。現行の第2項を第3項に繰り下げ、第2項として、今後想定される個人によるパソコン等での自己情報開示、いわゆるマイポータル制度への対応のための規定を設けるもので、第44条第1項では、他の法令等の規定により閲覧等の手續が別に定められている場合には、本条例ではなく、当該法令に定められた方法により自己情報の開示を行うものとされており。

保有特定個人情報に関しては、国等において、マイポータルによる開示が行われていても、本条例による開示が重複して行えるように第2項に新たに規定を加えるものでございます。

次に、付則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでありますが、「情報提供等記録」に関する部分については、番号法附則第1条第5号に掲げる規定、情報提供ネットワークシステムを利用した場合の外部機関との

情報連携に係る規定の施行の日から施行しようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の細部説明とさせていただきます。

○議長（村山正利） これをもちまして提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。4番 浜中順議員。

○4番（浜中 順） それでは、議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」に反対討論を行います。

この条例の改正の基となる「番号法」いわゆる「マイナンバー制度」は、市民にとって問題点が多く反対ですので、この条例にも反対とします。

「マイナンバー制度」は、導入、維持管理に莫大な経費、事務負担がかかり過ぎます。法定受託事務であるにもかかわらず、一部市からも負担しなければなりません。中小企業などにも重い負担がのしかかります。国会でも費用対効果分析を政府は明らかにできていません。また、個人情報流出への備えは万全なものはありませんという点で、諸外国の先進例をもっと学ぶべきです。

アメリカと韓国については、マイナンバーと個人情報がセットで大量流出し、多大なプライバシー侵害、犯罪利用、成りすまし被害が横行して社会問題となっています。そのため、利用の規制や利用の見直しの動きが強まっています。フランスでは、個人情報保護の先進国として、マイナンバーを税、教育、警察、銀行といった分野では利用させないとして、ドイツと同様、分野別番号のもと社会保障分野での情報連携を行っています。

一方、市民にとってのメリットは極めて少ない制度です。

以上の理由によって、「番号法」いわゆる「マイナンバー制度」に関わる本件には、賛成できません。

以上です。

○議長（村山正利） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。1番 山崎栄議員。

○1番（山崎 栄） 議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」に対し、賛成の討論をいたします。

本議案は、平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人に12桁、法人は13桁のナンバーが割り当てられる通称「マイナンバー制度」の施行に伴い、それら特定個人情報の適正な取扱い（又は開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止）に必要な措置を講じるため、「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保

護条例」に「特定個人情報」を追加し、規定を整理するもので、当然至極の条例改正案であります。

ただ、昨今、情報漏えい問題等セキュリティに関しては十分な対策と注意を払ってもらいたいことを申し添え、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（村山正利） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 討論ありませんので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村山正利） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第13号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第13号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,226万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億777万7,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では平成26年度決算の確定に伴い繰越金を1,226万1,000円増額いたしました。

次に、歳出ですが、事務所費については、個人情報保護審議会の開催が羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部改正に伴い、当初予算積算時より1回分増えたため、個人情報保護審議会委員報酬8,000円を増額するものであります。

また、地方公会計特別研修への参加のため、職員研修負担金2万5,000円を増額するものであります。

教育費については、臨時会の開催が当初予算積算時より1回分増えたため、教育委員会委員報酬3万5,000円を増額しようとするものであります。

予備費については、歳入の補正額から歳出の補正額を除いた1,219万3,000円を増額し、補正後の金額を1,396万4,000円とするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（村山正利） 以上をもちまして提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(村山正利) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第13号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第1号)」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第14号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

- 管理者(並木 心) 議案第14号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」につきましてご説明いたします。

お手元に配付しております議案第14号資料をご覧ください。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって確定しております。このことから、当初予算策定時に想定いたしました児童・生徒数に対しまして、羽村市の児童・生徒数は63人の減で4,477人、瑞穂町の児童・生徒数は21人の増で2,673人、合計では42人の減で7,150人となりました。したがって、変更後の分賦金を羽村市は2億4,380万7,000円、負担割合が62.62%、瑞穂町は1億4,553万6,000円、負担割合が37.38%に変更させていただくものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長(村山正利) 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(村山正利) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る

経費の組織市町分賦金の変更について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

午後2時31分 閉会